

東京農工大学学生懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (懲戒等の対象となる行為) 第3条 懲戒等の対象となる行為は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) その他本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為</p>	<p>本則 (懲戒等の対象となる行為) 第3条 懲戒等の対象となる行為は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) その他<u>社会 (学内及び学外) の秩序を乱し</u>本学の名誉・信頼を失墜させる等の学生の本分に反する行為</p>	<p>社会 (学内及び学外) に対する責任を明確にするための改正</p>

附 則 (令和6年2月21日教規程第56号)

この規程は、令和6年2月21日から施行する。